

答 申 第 197号
平成28年10月17日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年10月4日付け岐阜市福障第653号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、平成27年3月に「第3次岐阜市障害者計画・第4期岐阜市障害福祉計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自立してともに暮らせるよう、障がい者施策の推進に取り組んでいるところである。

当該計画が平成29年度をもって計画期間満了となることから、次期岐阜市障害者計画・岐阜市障害福祉計画を策定する際の基礎資料とするため、障がいのある人の日常生活及び社会生活の実態並びに福祉サービス等に対する意向についてアンケート調査（以下単に「調査」という。）を実施する。

そのため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、福祉事務所障がい福祉課が保有する身体障害者手帳交付台帳、療育手帳受給者台帳及び介護給付費等支給台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

身体障害者手帳所持者等の郵便番号、住所（送付先情報を含む。）及び氏名

2 意見

適当なものと認める。